

第Ⅲ章



各種規約

1. 豊橋市自治連合会規約

(昭和 28 年 4 月 1 日制定)

(平成 17 年 2 月 18 日全部改正)

(平成 19 年 3 月 29 日全部改正)

(平成 22 年 3 月 29 日一部改正)

(平成 25 年 3 月 29 日一部改正)

(平成 28 年 12 月 9 日全部改正)

(目的)

第1条 本会は、豊橋市内の町自治会及び校区自治会相互の緊密な連携を図り、もって町自治会活動の円滑な運営、住民の福祉向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 本会は、豊橋市自治連合会と称し、その事務所を豊橋市役所内に置く。

(組織)

第3条 本会は、豊橋市内の町自治会をもって組織し、町自治会は原則として小学校区単位ごとに校区自治会を編成する。

- 2 町自治会に、町自治会長を置き、当該町自治会を代表する。
- 3 校区自治会に、校区自治会長を置き、当該校区自治会を代表する。
- 4 本会は、町自治会長及び校区自治会長をもって組織する。
- 5 校区自治会長は、当該校区自治会を編成する町自治会長の中から選任する。
ただし、町自治会長の中から校区自治会長を選任することが困難な校区自治会にあっては、3年以内の任期で、町自治会長の経験を有する者を校区自治会長に選任することができる。
- 6 町自治会長及び校区自治会長の選任についての本会への届出事務に関する事項は、会長が別に定める。
- 7 町自治会の設立及び廃止についての事務に関する事項は、会長が別に定める。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町自治会並びに校区自治会との連絡調整及び助言に関すること。
- (2) 町自治会に関する共通課題及び町自治会活動の円滑化のための調査研究に関すること。
- (3) 豊橋市その他の行政機関又は各種関連団体との連絡調整に関すること。
- (4) 町自治会及び住民の意思を市政に反映させ、地域社会の発展に関すること。
- (5) その他住民のために必要な事項に関すること。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 4名 |
| (3) 会計 | 2名 |
| (4) ブロック長 | 10名 |
| (5) 監事 | 2名 |
| (6) 理事 | 51名 |

2 理事は、校区自治会長をもって充て、会長、副会長、会計、ブロック長及び監事の選考についての事務に関する事項は、会長が別に定める。
3 監事は、会長、副会長及び会計と兼ねることができない。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。 |
| (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ定めた順位に従いその職務を代行する。 |
| (3) 会計は、会計事務を行う。 |
| (4) ブロック長は、ブロック長会を構成し、重要な会務の執行を決定する。 |
| (5) 監事は、事業及び会計監査を行う。 |
| (6) 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。 |

(顧問及び参与)

第7条 会務を円滑にするため、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、本会の会長又は副会長を経験した者の中から、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
3 顧問及び参与は、重要な事項について会長の諮問に応じ、又は会議に出席し意見を述べることができる。

(任期)

第8条 役員並びに顧問及び参与の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 役員は、前任者が退任し、又は任期満了後であっても、後任者の就任するときまでは、なおその職務を行うものとする。

(会議)

第9条 会議は、総会、理事会、ブロック長会及び執行部会とする。

2 会議は、会長が招集し、議長は会長又は会長の指名した者とする。
3 会議は、役員の過半数の出席（委任状による出席を含む。以下同じ。）がなければ開催できないものとし、議事は、出席者の過半数（議長は除く。）で決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会)

第 10 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約を制定し、又は改廃すること。
- (2) 事業計画及び事業予算に関すること。
- (3) 事業報告及び事業決算に関すること。
- (4) 役員の選任に関すること。
- (5) その他本会の運営上特に重要なこと。

3 通常総会は、当該年度の校区自治会長及び次年度就任予定の校区自治会長により構成し、臨時総会は、当該年度の校区自治会長により構成する。

(理事会)

第 11 条 理事会は、第 5 条第 1 項に定める役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。ただし、理事会の構成員の 3 分の 1 以上の者から代表者、議案及び提案理由をつけて理事会開催の請求があるとき、又は監事から目的事項を示し理事会招集の請求のあるときは、速やかに理事会を開催しなければならない。

2 理事会の処理する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する事項の審議に関すること。
- (2) 会務の執行に関すること。
- (3) 本会の運営上必要なこと。

3 理事が、理事会に出席できないときは、当該理事の属する校区自治会から、代理人を出席させることができる。この場合において、当該理事は、代理人を出席させる旨をあらかじめ会長に報告しなければならない。

4 会務の執行を円滑にし、特別な事項を調査研究するため、理事会の補助機関として特別委員会を設けることができる。

5 特別委員会には、委員長 1 名及び委員若干名を置き、委員及び委員長は、会長が理事会の承認を得て任命する。

(ブロック長会)

第 12 条 ブロック長会は、会長、副会長、会計及びブロック長をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 ブロック長会の補助機関として専門委員会を設けることができる。

3 ブロック長会は、特別委員会及び専門委員会の審議事項を協議し、理事会に提出する。

(専門委員会)

第 13 条 専門委員会の委員長は、副会長をもって充て、専門委員会の委員は、ブロック長の中から会長がブロック長会の承認を得て任命する。

2 専門委員会は、委員長が招集する。

3 専門委員会は、委員長が出席しなければ会議を開くことができない。

(執行部会)

第 14 条 執行部会は、会長、副会長及び会計をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 執行部会は、ブロック長会又は理事会に提出する事項並びに会務執行についての事前協議を行う。

(定期大会)

第 15 条 定期大会は、町自治会長及び校区自治会長をもって構成し、必要に応じ会長が招集して開催する。

2 定期大会の案件は次のとおりとする。

- (1) 総会報告
- (2) 永年在職者及び功労者表彰
- (3) 退任理事への感謝状贈呈

(経費)

第 16 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、校区自治会を単位として、毎年度所定額を徴収する。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(書記)

第 18 条 本会の事務を処理するため、書記若干名を置くことができる。

(委任)

第 19 条 本規約に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(規約の改廃)

第 20 条 本規約の改廃は、総会において役員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日）

(施行期日)

1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約施行の際、各単位校区自治会が従前の名称（総代会）を使用している場合は、当分の間、当該名称を使用することができる。

総会附帯決議（平成 19 年 3 月 29 日）

豊橋市自治連合会への改称趣旨に則り、各校区総代会及び各町総代会等におい

ては、平成 22 年度の施行を期限に当該団体の名称及び代表者の名称変更に努めるものとする。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日）
(施行期日)

- 1 この規約は、平成 22 年 3 月 29 日から施行する。
(適用)
- 2 改正後の第 3 条第 5 項の規定は、平成 22 年度の校区自治会長から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日）
(施行期日)

- 1 この規約は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 9 日）
(施行期日)

- 1 この規約は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
(適用)
- 2 この規約による改正後の豊橋市自治連合会規約（以下「改正後規約」という。）
第 3 条第 5 項の規定は、平成 29 年度の校区自治会長から適用する。
- 3 改正後規約第 5 条（第 4 号は除く。）の規定は、平成 29 年度の役員から適用する。

2. 町自治会長及び校区自治会長選任届に関する事務取扱規程

(平成 17 年 1 月 18 日制定)

(平成 18 年 1 月 18 日一部改正)

(平成 19 年 3 月 29 日全部改正)

(平成 26 年 7 月 4 日一部改正)

(平成 29 年 12 月 8 日一部改正)

(平成 30 年 7 月 6 日一部改正)

(令和元年 12 月 6 日一部改正)

第1条 本規程は、規約第3条第6項に基づき、町自治会長及び校区自治会長の選任時における本会への届出事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 町自治会長は、次年度の町自治会長を選任した場合は、毎年3月上旬までに、また、新たに町自治会長を選任した場合は、選任した日の翌日から1週間以内に、町自治会長選任届（当初）（様式第1）を市自治連合会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の届出は、校区自治会長を経由して会長に提出するものとし、届出日現在の校区自治会長の承認がない届出は、会長は受理しないものとする。
- 3 第1項の届出は、再任の場合であっても提出するものとする。
- 4 選任届の記載事項に変更が生じた場合は、町自治会長選任届（変更）（様式第1）を遅滞なく会長に提出しなければならない。
- 5 変更の届出については、第2条第2項の規定を準用する。

第3条 校区自治会長は、次年度の校区自治会長を選任した場合は、毎年3月上旬までに、また、新たに校区自治会長を選任した場合は、選任した日の翌日から1週間以内に、校区自治会長選任届（当初）（様式第2）を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出は、再任の場合であっても提出するものとする。
- 3 選任届の記載事項に変更が生じた場合は、校区自治会長選任届（変更）（様式第2）を遅滞なく会長に提出しなければならない。

第4条 本規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

第5条 本規程の改廃は、理事会による議決を得なければならない。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日）
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 4 日 様式第1の改訂）
この規程は、平成 26 年 7 月 4 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 8 日 様式第 1 の改訂）
この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 6 日 様式第 1 及び様式第 2 の改訂）
この規程は、平成 30 年 7 月 6 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 6 日 様式第 1 及び様式第 2 の改訂）
この規程は、令和元年 12 月 6 日から施行する。

(様式第1)

町自治会長選任届 (当初・変更)

年 月 日

豊橋市自治連合会長様

年度 _____ 校区自治会長 _____ 印

年度 _____ 自治会長 _____ 印

◎ 年度の「町自治会長」について、次のとおり届出します。

整理番号		町自治会名			(ふりがな) 氏名	()
(郵便番号) 住 所	(〒 -) 豊橋市					
自 宅 電話番号		性別	男 女	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	
職 業 (勤務先)	※差し支えなければ記入して下さい			携 帯 電話番号		
FAX 番 号		メ ール アドレス	※差し支えなければ記入して下さい			

◎「自治会加入世帯数」は次のとおりです。

← 交付金算出基準

◎自治会が管理している「ごみステーション設置数」は次のとおりです。

← 交付金算出基準

◎「広報とよはし」等の配送先および必要部数は次のとおりです。

※配送先が町自治会長と同じ場合は「配送先氏名等」は空欄のままで結構です。

(ふりがな) 配送先氏名		配送先 電話番号		
配送先住所	(〒 -) 豊橋市			
必要部数	部		※予備を含む	

◎回覧用資料の必要部数は次のとおりです。

部 ※予備を含む (組数) 組

(記入上の注意)

- 1 再任される場合もすべての情報を記入してください。
- 2 個人情報については、自治会業務に限り、使用します。

 記載の内容について確認しました

年度 _____ 自治会長予定者 _____ 印

(様式第2)

校 区 自 治 会 長 選 任 届 (当初・変更)

年 月 日

豊橋市自治連合会長 様

年度

校区自治会長

印

年度の校区自治会長について、次のとおり届出します。

整理番号		校区名		町自治会名	
(ふりがな) 氏 名	()				
(郵便番号) 住 所	(〒 -) 豊橋市				
自 宅 電話番号		携 帯 電話番号			
FAX 番号		メール アドレス			
通常の 連絡方法	※希望するものに○をつけてください。 FAX • メール				

(記入上の注意)

- 1 楷書で正確に記入してください。
- 2 再任される場合も必ず提出してください。
- 3 個人情報については、自治会業務に限り、使用します。
- 4 「FAX番号」または「メールアドレス」を必ずご記入ください。

 記載の内容について確認しました

年度 _____ 校区自治会長予定者 _____ 印

3. 町自治会設立及び廃止に関する事務取扱規程

(平成 17 年 1 月 18 日制定)

(平成 19 年 3 月 29 日全部改正)

(平成 28 年 12 月 9 日一部改正)

第 1 条 この規程は、豊橋市自治連合会規約（昭和 28 年豊橋市自治連合会規約。

以下「規約」という。）第 3 条第 7 項の規定に基づき、新町自治会の設立時及び既存町自治会の廃止時における事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 新しく町自治会を設立する場合には、次のような場合がある。

- (1) 新規に町自治会を結成する。
- (2) 既存の町自治会から分離して、新しく町自治会を結成する。
- (3) 既存の町自治会が統合して新しい町自治会を結成する。

第 3 条 既存の町自治会を廃止する場合には、次のような場合がある。

- (1) 既存の町自治会を諸般の事情により廃止する。
- (2) 既存の町自治会を統合して、新しい町自治会を結成することに伴い廃止する。

第 4 条 新しく町自治会を設立する場合の一般的な手続きは、次のとおりである。
なお、設立時の状況により省略することができる。

- (1) 町自治会設立準備会を設ける。
- (2) 設立町自治会の区域を決める（他の町自治会の区域と重複しないこと）。
- (3) 町自治会設立に対する区域住民の意見を集約する。
- (4) 設立趣意書を作成、配付して、町自治会への加入申し込みを受ける。
- (5) 会則の草案を作る。
- (6) 事業計画書、収支予算書などを作る。
- (7) 役員の選出などについて検討する。
- (8) 町自治会設立総会を開催し、議案などを審議、決定する。

第 5 条 新しく町自治会を設立する準備中の一般的な注意事項は、次のとおりである。

- (1) 関係する町自治会の町自治会長及び校区自治会長とは充分な調整を行いながら、設立の準備を進める。
- (2) 町自治会設立に関する区域住民の意見や要望等を充分に聞き、民主的に進める。

第 6 条 新町自治会の設立手続き後、新町自治会の代表者は、町自治会設立届兼自治連合会加入申請書（様式第 1）に関係書類を添えて、校区自治会長に提出するものとする。

〈関係書類〉 1 位置（区域）図 2 役員名簿 3 会則、予算書など

- 2 校区自治会長は、前項の書類が提出された場合、設立の経過などについて充分な聴取をした後、前項の書類に記名押印のうえ、市自治連合会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。
- 3 会長は、新町自治会の設立届の受理及び自治連合会加入の認定について、執行部会で審議し、決定した後、理事会で報告するものとする。

第7条 新町自治会の設立届の受理及び自治連合会加入の認定に関する基準（目安）は、次のとおりとする。

- (1) 一定の区域をもつ地域団体である。
- (2) 区域内の全居住者を構成員としている。
- (3) 世帯を単位として組織している。
- (4) 住民が自主的に組織したものである。
- (5) 会の運営が民主的に行われるものである。
- (6) 1町自治会の世帯数は、都市部では概ね 200～400 世帯、周辺部では概ね 100～200 世帯を目安とする。ただし、地理的条件や町自治会の諸事情により異なるので、世帯数についてはあくまで目安である。

第8条 既存町自治会の廃止手続き後、町自治会の代表者は、町自治会廃止届（様式第2）を校区自治会長に提出するものとする。

- 2 校区自治会長は、前項の書類が提出された場合、廃止の経過などについて充分な聴取をした後、前項の書類に記名押印のうえ、会長に提出するものとする。
- 3 会長は、町自治会廃止届の受理について、執行部会で審議し、決定した後、理事会で報告するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

第10条 この規程の改廃は、理事会による議決を得なければならない。

附 則（平成19年3月29日）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月9日）
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年7月6日 様式第1及び様式第2の改訂）
この規程は、平成30年7月6日から施行する。

(様式第1)

町自治会設立届
兼自治連合会加入申請書

年 月 日

豊橋市自治連合会長様

校区名 校区
校区自治会長 印

このことについて、次のとおり届出及び申請します。

町自治会	名称	
	所在地	
代表者	氏名	
	住所	
	電話番号	
設立年月日	年 月 日	
設立理由		
加入世帯数	(当初) 世帯	(最終予定) 世帯

上記のとおり、関係書類を添えて提出しますので、よろしくお取り計らいください。

(新町自治会代表者)

氏名 印

(様式第2)

町自治会廃止届

年 月 日

豊橋市自治連合会長 様

校区名

校区

校区自治会長

印

このことについて、次のとおり届出します。

町 自 治 会	名 称	
	所在 地	
代 表 者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
廃止年月日	年 月 日	
廢止理由		

上記のとおり提出しますので、よろしくお取り計らいください。

(町自治会代表者)

氏 名

印

4. 役員選考に関する事務取扱規程

(平成 11 年 1 月 1 日制定)

(平成 17 年 1 月 18 日一部改正)

(平成 19 年 3 月 29 日全部改正)

(平成 28 年 12 月 9 日一部改正)

(平成 30 年 12 月 7 日一部改正)

第 1 条 この規程は、豊橋市自治連合会規約（昭和 28 年豊橋市自治連合会規約。

以下「規約」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、役員（理事を除く。以下同じ。）の選考事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 次年度の会長、副会長、会計（以下「執行部」という。）及び監事の候補者は、役員選考委員会（以下「委員会」という。）が選考するものとする。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、ブロック長 10 名及び監事 2 名の計 12 名で構成する。

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、委員の互選による。

第 3 条 執行部及び監事の候補者の選考過程は、次のとおりとする。

(1) 委員会は、規約第 11 条に規定する理事会であって、会長が毎年 1 月に開催する理事会において、会長及び監事の候補者に立候補した者及び理事のうちから、会長の候補者 1 名以上及び監事の候補者 2 名以上を選考により選出し、提示する。

(2) 前号の会長の候補者及び監事の候補者は、会長が毎年 3 月下旬に開催する理事会（以下「事前理事会」という。）において正式な候補者としての承認を得るものとする。この場合において、会長の候補者が 1 名を超える場合及び監事の候補者が 2 名を超える場合は、委員会の行う選挙により、過半数の同意を得た者を会長の候補者及び監事の候補者とする。

(3) 事前理事会で承認を得た会長の候補者は、副会長の候補者及び会計の候補者を指名し、事前理事会に諮り、承認を得るものとする。

(4) 委員長は、事前理事会で承認された候補者を規約第 10 条に規定する総会（以下「総会」という。）に諮り、総会の議決により、次年度の役員となるものとする。

第 4 条 ブロック長は、事前理事会において、10 ブロックから各 1 名をブロック内の理事が互選するものとする。

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 条 この規程の改廃は、理事会による議決を得なければならない。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 9 日）
この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 7 日）
この規程は、平成 30 年 12 月 7 日から施行する。

附 表 ブロック編成と理事数

ブロック名	理事数	内 ブロック長数	校 区 名
第 1 ブロック	5	1	石巻、西郷、玉川、嵩山、賀茂
第 2 ブロック	5	1	東田、旭、牛川、下条、鷹丘
第 3 ブロック	6	1	岩田、豊、多米、岩西、つつじが丘、飯村
第 4 ブロック	5	1	八町、松葉、松山、新川、向山
第 5 ブロック	5	1	二川、二川南、谷川、小沢、細谷
第 6 ブロック	4	1	富士見、高豊、老津、杉山
第 7 ブロック	6	1	福岡、栄、中野、磯辺、天伯、幸
第 8 ブロック	6	1	高師、芦原、大崎、植田、野依、大清水
第 9 ブロック	5	1	花田、羽根井、吉田方、牟呂、汐田
第 10 ブロック	4	1	下地、大村、津田、前芝
計	51	10	

5. 表彰に関する事務取扱内規

(昭和 33 年 12 月 25 日制定)

(平成 17 年 1 月 18 日一部改正)

(平成 19 年 3 月 29 日全部改正)

(平成 28 年 12 月 7 日一部改正)

(令和 2 年 5 月 1 日一部改正)

第 1 条 自治連合会が行う表彰は、次の定めるところによる。

2 永年在職者表彰は、校区自治会長又は町自治会長として次の年数に該当するとき。

(イ) 3 年・5 年・5 年以上は 5 年ごととする。

3 功績者表彰は、校区自治会長及び町自治会長並びに一般市民において、特にその功績顕著な団体、個人とする。

第 2 条 在職年数は、中断する場合も、その前後を通算する。

2 在職年数は、1 年単位で計算するが、1 年に満たない端数がある場合、1 年に切り上げて計算する。

第 3 条 市自治連合会長（以下「会長」という。）は第 1 条の該当者を調査して、理事会に付議した後、定期大会において表彰する。

第 4 条 表彰は表彰状に記念品を添えて、これを贈呈する。記念品の贈呈基準は、理事会で定める。

第 5 条 本内規に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 条 本内規の改廃は、理事会による議決を得なければならない。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日）

（施行期日）

1 この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（適用）

2 第 2 条に定める在職年数については、昭和 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 12 月 7 日）

1 この内規は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 6 日）

1 この内規は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

6.弔慰に関する事務取扱内規

(昭和 33 年 12 月 25 日制定)

(平成 17 年 1 月 18 日一部改正)

(平成 19 年 3 月 29 日全部改正)

(平成 28 年 12 月 7 日一部改正)

第 1 条 自治連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める弔慰金又は見舞金を贈呈するものとする。ただし、規定額の範囲内において、その一部又は全部を物品等に代えて贈呈することができる。

(1)弔慰金等

- | | | |
|------------------------------|---------------|---------|
| (イ) 校区自治会長の死亡 | ・弔慰金 10,000 円 | ・生花 1 対 |
| (ロ) 町自治会長の死亡 | ・弔慰金 10,000 円 | ・生花 1 基 |
| (ハ) 校区自治会長の配偶者
及び同居の父母の死亡 | ・弔慰金 10,000 円 | |
| (二) 前年度校区自治会長の死亡 | ・弔慰金 10,000 円 | |

(2)見舞金

- | | |
|---|---------------|
| (イ) 校区自治会長が療養（病気、けが等）のため、10 日以上引き続き入院した場合 | ・見舞金 10,000 円 |
|---|---------------|

第2条 会員は、この内規に規定する事由が生じたとき又は事由を知り得たときは、速やかに市自治連合会長（以下「会長」という。）に申し出るものとする。

第3条 本内規に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

第4条 本内規の改廃は、理事会による議決を得なければならない。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日）

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 7 日）

この内規は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

